

東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実態把握の結果

【実態把握の対象】

- 今回、東日本大震災の被災者から、国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置について行政相談が寄せられたことを端緒に、これらの特例措置の実施状況を把握

<対象資格>

- ・ 平成 22 年度の資格試験の受験者数が 5, 000 人以上の資格制度（講習の受講により取得できるものを除く。）73 制度（注）を抽出し、東日本大震災後における資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況を把握

（注）今回実態把握の対象としたものは、国の資格制度全 313 制度中 64 制度であるが、中には、例えば「一種」、「二種」のように種別があるものがある。このような種別があり、かつ、試験時期等が異なる場合は、その種別ごとに集計しているため、抽出した資格制度は 73 制度となる。

（資料 1、資料 2）

【把握結果】

- 被災者支援の観点から、関係府省において、次のような特例措置を実施
- (1) 証明書類の提出期限の延長、試験日の変更等何らかの特例措置を実施しているものは、73 制度中 47 制度（64. 4%）

（資料 3、資料 4）

- ① 震災前に行われた試験の合格発表後に
おける証明書類の提出期限の延長等 16 制度（事例 1）
- ② 試験日の変更、追加試験の実施 10 制度（事例 2）
- ③ 受験料の返還 10 制度（事例 3）
- ④ 次回以降への振替、再受験 9 制度（事例 4）
- ⑤ 試験地の追加、他試験地への変更可 8 制度（事例 5）
- ⑥ 申込期間の延長 7 制度（事例 6）
- ⑦ 試験の一部免除に係る有効期限の延長 7 制度（事例 7）
- ⑧ その他 12 制度（事例 8）

（注）一の資格制度で複数の特例措置を実施しているものがあることから、上記の合計は 47 制度と一致しない。

<特例措置を実施していない主な理由>

7 月 31 日時点で、特例措置を実施しておらず、実施の予定もないものは、26 制度。その主な理由をみると、

- ・ 試験の実施時期が震災から一定期間経過しているため 13 制度
- ・ 今後必要に応じ検討 6 制度
- ・ 試験会場が複数のため 6 制度

- ・ 受験者からの要望がないため 6 制度
- ・ 試験が年に 2 回行われるため 2 制度
- ・ その他 4 制度

(注) 一の資格制度で、複数の理由を挙げているものがあることから、上記の合計は 26 制度と一致しない。

(資料 5)

(2) 免許証等の再交付手数料を免除する特例措置を実施しているもの(予定を含む。)は、59 制度(注)中 13 制度(22.0%) (資料 6)

(注) 免許証等の再交付を資格者団体が行っているもの、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないものなど 14 制度を除く。

<特例措置を実施していない主な理由>

7 月 31 日時点で、特例措置を実施しておらず、実施の予定もないものは、46 制度。その主な理由をみると、

- ・ 法令に免除規定がないため 20 制度
- ・ 被災により免許証を喪失した場合、一定期間有効な登録済証明書等を無料で発行することとし、実質的に特例措置を講じているため 19 制度
- ・ これまで震災を理由として再交付申請及び特例措置の要望等はないため 5 制度
- ・ 今後、被災者からの要望や他の試験の対応等を勘案して検討 4 制度
- ・ 手数料が安価なため 2 制度

(注) 一の資格制度で複数の理由を挙げているものがあることから、上記の合計は 46 制度と一致しない。

(資料 7)



○ 今回の実態把握の対象とした 64 制度、さらには今回把握対象としなかった 249 制度を所管する各府省において、東日本大震災の被災者を支援するため、本実態把握の結果を参考として、必要な特例措置が実施されるよう要請